

○財務省告示第三百二十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十七年九月二十四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年十月九日

財務大臣臨時代理

国務大臣 山本 早苗

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第三百四十

二 発行の根拠 十回）

の法律及びその 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第二十一条並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第

三 振替法の適用 一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入

四 発行方法

五

方募

別	債	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	法	入
参	市	及	入	価	・	別	債	発	競	札	格	決	定
加	場	び	札	格	第	参	市	行	争	発	競	の	
者	特	国	発	競	I	加	場	入	行	争	の		

争入札発行」という。)

市場特別参加者・第II非価格競

るものごとに発行(以下「国債

参加者ごとに応募限度額を定め

て、財務大臣が各国債市場特別

した後に「行われる入札であつ

び価格競争入札の募入の決定を

価格競争入札発行」という。)

「国債市場特別参加者・第I非

を定めるものによる発行(以下

場特別参加者ごとに応募限度額

であつて、同時に「行われる入札

競争入札発行」という。)

競争入札発行による発行(以下「

とすられるものによる発行(以下「

得られる価格をその発行価格し

て格を募入れた各申込みの応募

の決定を受けた各申込みの応募

各申込みのうち応募価格の高い

も申込みの応募額を順次割り

当てる。その応募額を案分より

各申込みの応募額を割り当てる。

各国債市場特別参加者ごとの

各申込みの応募額を案分より

募限度額の範囲内において各

申込みの応募額を割り当てる。



口		イ		十		十		九		八		二		ハ		口		イ		七											
札	非	入	価	発	行	行	日	振	額	最	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	込	行	争	非	
発	競	札	格	行	行	日		替	面	額	入	札	格	第	参	債	入	札	格	第	参	債	発	競	札	格	込	行	争	非	
行	入	行	争	格	日			単	金	金	発	競	競	Ⅱ	加	場	発	競	競	Ⅰ	加	場	行	入	行	争	金	入	札	格	
、	入	行	争	格	日			位																			額	入	札	格	
十	額	格	十	額	平	す	額	の	振	五					六	三					万	二	円	六	四	二					で
九	面	金	八	面	成	る	の	記	替	万					万	千					円	千	十	万	兆					三	
銭	額		錢	額	二	。	整	載	法	円					円	四					百	百	一	億	千	七				千	
	百		上	百	十		数	は	の						百	三					十	九	億	八	百	十				億	
	円		の	円	七		倍	記	規						十	六					億	四	千	九	十	億				九	
	に		そ	に	年		の	録	定						六	億					千	五	万	二	千	五				百	
	つ		れ	つ	九		金	は	に						七	千					百	五	千	六	百	九				十	
	き		ぞ	き	月		額	、	よ						千	六					十	五	万	二	千	五				百	
	九		れ	九	二		に	最	振						六	百					十	五	千	六	百	九				十	
	十		の	十	十		よ	低	替						七	千					十	五	万	二	千	五				百	
	九		応	九	四		る	額	口						百	七					十	五	千	六	百	九				十	
	円		募	円	日		も	面	座						七	十					十	五	千	六	百	九				十	
	七		価	七			の	金	簿						十						十	五	千	六	百	九				十	
							と														十	五	千	六	百	九				十	

十  
三

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債  
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場

年 ○ ・ 四 パーセント  
募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、  
払 込 金 額 に 加 え 、 次 の 算 式 に よ  
り 算 出 し た 金 額 を 第 十 号 に 規  
定 す る 期 日 に 払 い 込 む の と す  
る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.4 \times 4}{100 \times 365}$$

十  
四

初  
期  
利  
子

平 成 二 十 八 年 三 月 二 十 日 を 支 払  
期 と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し  
た 金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払  
期 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き  
は 、 そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う ( 以  
下 、 次 号 及 び 第 十 六 号 に お い て  
規 定 す る 期 日 に つ い て 同 じ ) 。  
$$\frac{\text{額面金額} \times 0.4 \times 1}{100 \times 2}$$

十  
五

第  
二  
期  
利  
子  
以  
後

毎 年 三 月 二 十 日 及 び 九 月 二 十 日  
を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お い  
て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る  
利 子 を 支 払 う 。  
平 成 三 十 七 年 九 月 二 十 日

十  
六

償  
還  
期  
限

平 成 三 十 七 年 九 月 二 十 日

二 十 十 十  
十 九 八 七

払 者 入 払 元 償  
込 者 札 場 利 還  
期 参 所 金 金  
日 加 支 額

平 財 日 額  
成 務 本 面  
二 大 銀 金  
十 臣 行 額  
七 か 百  
年 ら 円  
九 通 につ  
月 知 き  
二 を 百  
十 受 円  
四 け 者

日

者